

競技用器具検定規程

(目的)

第1条 日本陸上競技連盟定款第2章第3条の目的を達成するために、競技会に使われる用器具が、十分信頼できるよう検定を行う。

(検定を要する用器具)

第2条 本連盟が主催、共催あるいは所管する競技会に使用するもので、原則として第6条の表に記載されたものとする。

2. 投てき器具を修理したときには、再検定を要する。 ||

(検定申請)

第3条 用器具の検定を受けようとする者は、事前に申請書を本連盟施設用器具委員会に提出しなければならない。

(検定の委嘱)

第4条 前条の申請があった場合、検定員あるいは特に任命された者を派遣する。

2. 派遣費用は、本連盟旅費規程により申請者が負担する。

(検定方法)

第5条 検定に合格した用器具には、本連盟所定の検定合格証を貼付し、可能なものには所定の検定印（焼き鏝、ポンチ）を打つ。

(検定料)

第6条 検定料（消費税込）はつぎのとおりとする。

2. 納入については指定の方法による。

検 定 料

品 名	単位	検定料	品 名	単位	検定料
バトン	1本	75円	ハンマー	1個	432円
砲丸	1個	216円	やり	1本	432円
円盤	1枚	216円	サークル	1個	540円
フィニッシュポスト	1本	237円	棒高跳バー止金具	1個	540円
バー	1本	237円	棒高跳用ボックス	1個	540円
スターティングブロック	1台	540円	兼用サークル	1個	756円
走高跳バー止金具	1個	324円	ハードル	1台	1080円
足留材	1個	378円	固定障害物(バー)	1台	1080円
踏切板	1個	378円	移動障害物	1台	2700円
			やり投用円弧	1個	2700円

- 【注】1. 公認料は2カ年ごとに改定することができる。
2. 消費税の率に変更が生じた場合にはその都度改定する。

付則

1948年8月改正	1951年1月修正	1952年5月修正
1953年1月修正	1957年6月修正	1963年3月修正
1964年3月修正	1965年3月修正	1966年5月改正
1973年3月改正	1975年3月改正	1977年3月改正
1978年3月修正	1980年3月修正	1981年3月修正
1982年3月修正	1984年3月修正	1985年3月改正
1991年4月修正	1994年4月改正	2000年4月改正
2001年3月修正	2004年4月修正	2006年4月修正
2007年4月修正	2014年4月1日修正	2017年4月1日修正
2018年4月1日改正		